

過重労働による健康障害を防ぐために

過重労働による健康障害を防ぐためには、職場における健康管理体制の整備等、職員の健康管理に係る措置の徹底が重要であり、また、やむを得ず長時間にわたる時間外勤務を行った職員に対し、産業医等による面接指導を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。



★産業医等による面接指導の実施対象となる場合

従事時間（※）による区分	面接指導の実施
①月の従事時間が100時間以上となった場合	必須
②直近の2か月間～6か月間のいずれかの平均従事時間が80時間を超えた場合	必須 (産業医等が不要と判断した場合を除く。)
③月の従事時間が80時間を超えた場合（①に該当する場合を除く。)	本人の申出による (産業医等が不要と判断した場合を除く。)
④その他	校長・産業医等が必要と認めた場合

※従事時間：正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間

【例】

Aさんの例			
月	4月	5月	6月
当月の従事時間	120h	85h	72h
当月含む直近2か月平均	-	103h	79h
当月含む直近3か月平均	-	-	92h
該当区分	①	②・③	②

- 4月は、従事時間が120時間
⇒区分①に該当し、面接指導を実施。
 - 5月は、4・5月の平均従事時間が103時間
⇒区分②に該当し、面接指導を実施
 - 6月は、4～6月の平均従事時間が92時間
⇒区分②に該当し、面接指導を実施
- ※5月、6月は産業医等が不要と判断すれば実施しない。

Bさんの例			
月	8月	9月	10月
当月の従事時間	20h	85h	90h
当月含む過去2か月平均	-	53h	88h
当月含む過去3か月平均	-	-	65h
該当区分	-	③	②

- 9月は、従事時間が85時間
⇒区分③に該当
→Bさんの申出があれば、面接指導を実施
 - 10月は、9・10月の平均従事時間が88時間
⇒区分②に該当し、面接指導を実施
- ※9月、10月ともに産業医等が不要と判断すれば実施しない。

★面接指導の実施状況（令和5年度）

	①月100時間以上に該当 【必須】	②2～6か月間の月平均80時間超に該当 【必須】	③月80時間超（100時間未満）に該当 【本人の申出】	④その他
対象者	724人	577人	435人	—
実施者	252人	149人	6人	10人
実施率	34.8%	25.8%	1.4%	—

※対象者・・・R5年度中に、①から③のいずれかの区分に該当した職員の人数。複数の区分に該当した場合は、最も左の区分で計上し、区分間の重複はありません。
〔【例】のAさんは区分①に、Bさんは区分②に計上されることになります。〕

※実施者・・・各区分の対象者のうち、1回以上面接指導を実施した職員の人数。

上記の表のとおり、産業医等による面接指導が必要となった職員で、実際に面接指導を受ける職員は、極めて少ないのが実態です。

医師による面接指導を受けることは、職員自らが疲労の蓄積や心身の状況などの健康状態を把握できる機会であるとともに、健康障害の未然防止につながります。

長時間勤務が続いたときや、健康上の不安があるときは、自分自身の健康を守るために、産業医等による面接指導を受けましょう。

